

〔修士論文要旨〕

「延喜式」七寺孟蘭盆考

* 岡野 哲也

「延喜式」には、大膳職から孟蘭盆供養物が東・西寺、佐比寺、八坂寺、野寺、出雲寺、聖神寺の七寺へ送られたことが見える。

黒須利夫氏は、梵釈寺に封戸を充てることが命じられた延暦十四年（七九五）九月十五日勅に、「七廟」が皇祖の霊の意味で使用され、饑制令7太陽虧条の「集解」に「秋云、同忌日、謂七廟忌日也」とあり、令釈の成立した延暦年間において、国忌は天子が祀るべき七廟の忌日と考えられていたことなどから、桓武朝において天子七廟説が重視されておられ、京下七寺制と天子七廟制の本来は別個のものが結び付き、深く仏教に帰依していた唐の代宗が、孟蘭盆会において孟蘭盆供養物を備え、高祖以下七廟の皇帝の神座を設けており、天子七廟説という儒教的な祖先祭祀の親念が孟蘭盆会と結び付いており、これを宝龜年間の遣唐使が持ち帰り、桓武朝において開始されたとする。しかし、開始時期の根拠は東寺に延暦二十二年（八〇三）に孟蘭盆供養寺の料として勅旨田六十六町が施入されていることを根拠としてあげられているが、決定的な開始時期は不明と言える。また、黒須氏が延暦十四年の勅を根拠としてあげるならば、どうして大膳職から供養物が送られる七寺に梵釈寺が含まれないのか、簡単に黒須説を受け入れることは

できない。

孟蘭盆七寺の一つ聖神寺の創建については、「賀茂県主系図」に「禰官男床 天長二年卒去 嵯峨淳和天皇二代 聖神寺建立本願 弘仁十一年造立也 依神御託宣也」とあり、弘仁十一年（八二〇）の創建とする。この年は「弘仁格式」の撰進が行われた年である。

野寺（常住寺）の正史上の史料初見は、「日本後紀」延暦十五年十一月辛丑条であり、東・西寺の造営開始は、延暦十五年に大納言藤原伊勢人が造東大寺長官となったこと（「東宝記」二）、同十六年に笠朝臣江人が造西寺次官であったことがわかる（「日本後紀」延暦十六年夏四月己未（四日）条）から、この頃と考えることができる。佐比寺は、「日本後紀」大同元年（八〇六）四月戊申（十五日）条に見ることができ、また、八坂・出雲寺に関しては、瓦から平安遷都以前からの存在は確実であるから、聖神寺の成立が最も遅れたと言いうことになろう。

「山城名勝志」の聖神寺の説明によれば、元々は大門村に存在し、大門村の別名は聖神寺であったという。大門村は、北区大門町辺りと考えられ、後に聖神寺が移転した上賀茂社には近接せずに賀茂氏の勢

力権の西南、勢力圏で平安宮に近い地域が選ばれており、賀茂氏の意志による創建でなく天皇の意志による創建の可能性が非常に高い。史料からは、天皇による建立本願ということになり、天皇が氏族を意識し、孟蘭盆七寺が選ばれたということになろう。八坂寺は八坂氏、出雲寺は出雲氏、野寺は秦氏、そして聖神寺は賀茂氏というように氏族との関係が想定できる。東西寺は、官寺と見てよい。佐比寺は、葛野川の重要港と言える佐比津に近い場所に存在したのであろうことから官寺の可能性と、佐比の辺りが秦氏の勢力権であることから秦氏との結び付きの二つが考えられ断定は難しい。

京周辺に七寺が分布するが、京の北に三寺、東に一寺、南に三寺が存在し、西に存在しないのは秦氏に関係する寺院として、野寺が存在したためであろう。

野寺は、北野麁寺（京都市北区北野白梅町）から昭和五十四年（一九七九）に「野寺」と墨書された平安前期の土器が見つかっており、このことを考えて間違いない。北野麁寺は、葛野郡で最古の瓦を出し、広隆寺との関係で長年議論されてきた。林南壽氏（『廣隆寺史の研究』中央公論美術出版 二〇〇三年）は、「北野麁寺址のあった蜂岡寺が平安遷都によって寺領地すべてを収用されたが、寺院には代替地を与えないとする延暦十二年（七九三）七月の勅によって経済的基盤を失い、勅が発せられてからほどなく、同じく秦氏を権越とする秦寺に寺籍を移して合併に至った」とするが、「蜂岡寺」は葛野秦氏にとって核となる氏寺であり、例え経済的基盤を失ったとしても存続を模索す

るはずである。合併後の広隆寺では、主導権争いがおき、旧「蜂岡寺」派が旧「秦寺」派に勝利していることから「蜂岡寺」の力が「秦寺」に勝っていたことが考えられる。北野麁寺に隣接して瓦窯を有しており、瓦の供給という点でも文句のない立地でもあった。「日本書紀」下巻三十五話の平安遷都直後の延暦十五年の野寺での大法会が行われたという話などを総合判断すれば、平安遷都にもなつて天皇・朝廷として新宮に近い場所に国家的奉祀・祈願の為の仏事に便宜な官寺が必要であったことが挙げられ、秦氏の遷都への協力、桓武天皇と秦氏の密接な関係のもとで、秦氏の造都の一環として官へ提供されたと見るべきである。平安遷都当初において、東寺・西寺はまだ存在せず、京に最も近い官寺と言える存在が「常住寺（野寺）」であった。常住寺の位置づけは、梵釈寺と相伴つて平安初期史料には登場する。桓武天皇によって創建されたとされる梵釈寺と同等の扱いを受けていることは注目すべきであろう。

『日本書紀』下巻三十五話は、天皇が地方の大夫の長であった物部古丸の為に法華経を講読する大法会を催したという話であるが、法会において善珠が講師、施岐が読師を務めている。善珠については、『日本書紀』延暦十六年（七九七）四月丙子（二十一日）条に、「僧正善珠卒。年七十五。皇太子画像、置二秋篠寺一。…」とあり、善珠が画像を安置し、早良親王の崇りから安殿親王を守るために修法を行っている。秦氏と善珠との接点は、『日本後紀』弘仁五年（八一四）十月乙丑（二十二日）条に、山城国葛野郡の出身であり、俗姓秦公忌寸

の興福寺僧常律が、初め善珠の弟子であったことに見える。一方、施曉（一施曉）との接点は、『類聚国史』一八七、延暦十一年（七九二）正月庚午（十五日）条に、僧施曉が山城国の秦忌寸刀自女ら三十一人の得度を求め、秦忌寸刀自女らは当時皇太子であった他戸親王が廃され、山部王の即位の可能性が出た宝龜三年から、桓武の将来の安泰を願っていたということが出ており、これによってわかる。桓武の早良に対する恐れに対して、怨霊慰撫に力を注いだ善珠と施曉と接点を持っていた秦氏もまたそれに協力したと考えるべきである。

秦氏の氏寺広隆寺には、神仏分離以前大泊神社が存在し、この神の力は、塞神、道祖神であり、旅人の安全や外界からの疫病神から人々を守ることにあつたと考えられる。

出雲寺は、出土瓦から井上内親王・他戸親王の配流の地となり、井上内親王の霊を弔うために靈安寺が建立された五条の牧代瓦窯と奈良時代前期から関係を持っていたことが判明しており、靈安寺に大きな動きがあるのは桓武の末年、『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）二月丙午（六日）条の靈安寺に小倉を造り、稲・調綿・膚綿を怨魂のために納めたということ、『類聚三代格』弘仁七年（八一六）十月二十三日の勅に、伽羅はあるが法会を行わないので正税四千束を毎年納めるようにしたということが述べられているこの二つの時期である。弘仁七年勅からは、怨霊を恐れる嵯峨が法会を重視し、それにかわって正税四千束を毎年納めるようにしたことが見える。

嵯峨天皇が、怨霊を恐れたことは弘仁元年の伊予親王母子が幽閉さ

れ没した川原寺と早良親王が幽閉された長岡京の長岡寺で御霊の祟りに対する誦経が行われていること（『日本後紀』弘仁元年七月辛亥（十三日）条）、崇道天皇・伊予親王母子の御霊を慰めるために百三十人が度され（七月乙丑（二十七日）条）、川原寺で崇道天皇のために法華経が写されていること（七月丁卯（二十九日）条）、再度早良親王の『続日本紀』記事を削除していることなどにあらわれている。嵯峨が彼の誕生の前年に死去した早良親王を恐れているのは、桓武天皇の皇統である限りにおいて崇道天皇（早良親王）の怨霊を受け継がれるという認識を持っていたことを意味している。

伊予親王の謀反事件で連座し秋篠安人は造西寺長官へと左遷をされる。『公卿補佐』によれば、十一月十四日に左遷されたことになっているが、伊予親王母子が毒薬を飲み死んだのは十一月十二日（日本後紀）大同二年（八〇七）十一月乙未（十二日）条）となっているから、秋篠安人の任官の時点で天皇が伊予親王母子の死を知っていた可能性は高く、伊予親王の菩提を弔うために西寺長官に左遷したという可能性も高いということになる。

『類聚符宣抄』によれば、天徳二年（九五八）五月十七日、疫病の流行により伝王経が転読された十四寺に、西寺御霊堂・上出雲寺御霊堂が見えており、西寺と上出雲寺の御霊堂が重視されていたことがわかる。

以上見てきたように、『賀茂県主系図』が言う聖神寺の弘仁十一年造立説を否定し、五蘭盆会の七寺への供養物送付を桓武朝に開始した

という考えは、聖神寺の弘仁十一年造立説が否定できない以上、正しい説とは言えない。供養物送付の意味として、祖先供養の他に、佐比寺僧である恵寺が疫神祭を修め災疫を防がんとした『日本三代実録』貞観七年（八六五）五月癸巳（十三日）条や桓武・嵯峨天皇の怨霊に対する恐れを考えると、怨霊を供養し、怨霊の災いが京に入ることを防ぐ意も持っていたとしてもおかしくないと考えられるのである。